

⑫教育現場における対応

基本的な感染対策の徹底

- 手指消毒・検温の徹底、マスクの着用、換気の徹底【教育調整課／学校運営課】
 - ・ 家庭と学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、手指消毒やマスクの着用などの基本的な感染対策の徹底、感染防止物品の購入等を実施

時期	概要																
2年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、保護者向けに手指消毒やマスクの着用など季節性インフルエンザと同様の感染症対策を行うよう周知 																
2年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立学校の臨時休校（3/2～3/25）の4月からの再開にあたり、以下の感染対策等を講じた上で再開するよう周知 ①家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認 ②手洗いや咳エチケットの徹底 ③多くの児童等が手を触れる箇所の消毒 ④教室等のこまめな換気 ⑤近距離での会話や発声時のマスク着用 等 																
2年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省からの通知を受けて、6月1日に臨時休校を延長していた区立学校の再開に向け、家庭と学校での感染防止対策の徹底について周知 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">感染症対策の徹底</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登校前</td> <td>家庭での検温及び健康管理票に体温等を記録</td> </tr> <tr> <td>登下校</td> <td>集団登校、下校の際に密接とならないよう指導等</td> </tr> <tr> <td>学校生活</td> <td>常時マスクの着用、手指の消毒徹底、常時換気等</td> </tr> <tr> <td>給食</td> <td>飛沫防止のための黙食、配膳での感染対策徹底等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【備考】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">マスクの配布（137,000枚）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">アルコール消毒液配布（1校40L、1園10L）</td> </tr> </tbody> </table>	感染症対策の徹底		登校前	家庭での検温及び健康管理票に体温等を記録	登下校	集団登校、下校の際に密接とならないよう指導等	学校生活	常時マスクの着用、手指の消毒徹底、常時換気等	給食	飛沫防止のための黙食、配膳での感染対策徹底等	【備考】		マスクの配布（137,000枚）		アルコール消毒液配布（1校40L、1園10L）	
感染症対策の徹底																	
登校前	家庭での検温及び健康管理票に体温等を記録																
登下校	集団登校、下校の際に密接とならないよう指導等																
学校生活	常時マスクの着用、手指の消毒徹底、常時換気等																
給食	飛沫防止のための黙食、配膳での感染対策徹底等																
【備考】																	
マスクの配布（137,000枚）																	
アルコール消毒液配布（1校40L、1園10L）																	

<p>2年7月</p>	<p>・文部科学省の「学校保健特別対策事業費補助金」の交付を受けて、都でも「新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金」の交付を開始し、その後創設された国庫補助金等の制度を活用して、以下の感染対策を実施</p> <p>①複数の児童・生徒の検温を同時に行うことができるサーモグラフィーを7月までに全校で導入</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">サーモグラフィーの導入</p> <p>②感染防止用物品購入経費を全校に配当し、各区立学校で感染防止用物品（手洗い用せっけん、アクリル板、サーキュレーター、空気清浄機、CO₂測定モニター、水道も手を触れなくても水が出る自動水栓）を購入</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">区立学校の感染対策</p>
<p>4年1月</p>	<p>・区内のロータリークラブからCO₂測定モニターの寄贈を受け、全区立小・中学校に1台ずつ配布（区立特別支援学校には5台配布）</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: right;">CO₂測定モニター</p>

- ・学校におけるマスク着用について、国の基本的対処方針の変更を踏まえながら、マスク着用等の緩和を周知

時期	概要						
4年5月27日	<p>・国の基本的対処方針変更を踏まえ、5月27日に、マスクの着用は徹底するが、十分な身体的距離が確保できる場合や、体育では熱中症の恐れもあるため、マスクを外す指導を行うよう通知し、登下校時も同様とし、町会等に周知</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th colspan="2">マスクの着用（緩和） 4年5/27～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区立学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業ではマスクの着用は必要なし ※マスク着用を希望する児童・生徒には適切な配慮 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区立幼稚園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があるため、マスク着用を一律には求めない </td> </tr> </tbody> </table>	マスクの着用（緩和） 4年5/27～		区立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業ではマスクの着用は必要なし ※マスク着用を希望する児童・生徒には適切な配慮 	区立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があるため、マスク着用を一律には求めない
マスクの着用（緩和） 4年5/27～							
区立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業ではマスクの着用は必要なし ※マスク着用を希望する児童・生徒には適切な配慮 						
区立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があるため、マスク着用を一律には求めない 						
5年3月24日	<p>・文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を受けて、3月24日に、4月以降のマスクの着用等は求めないことを基本とする旨を周知</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th colspan="2">マスクの着用（緩和） 5年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区立学校</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用は求めないことを基本 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区立幼稚園</td> </tr> </tbody> </table>	マスクの着用（緩和） 5年4月～		区立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用は求めないことを基本 	区立幼稚園	
マスクの着用（緩和） 5年4月～							
区立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用は求めないことを基本 						
区立幼稚園							
5年5月2日	<p>・5月2日に、新型コロナウイルスが5月8日から感染症法上5類感染症に移行された後も、健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導の継続、マスクの着用は引き続き求めないことを基本とする旨を周知</p>						

感染拡大防止に向けた取組

- 連名メッセージの発出【教育調整課】
 - ・区立学校や保育園等で保護者の体調不良時に子どもを登校・登園させ、新型コロナウイルスの感染が判明するケースが増加しているため、3年7月6日に、区長・教育長・新宿区保健所長の連名で緊急メッセージを発出

緊急メッセージ概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに発熱や咳、鼻水等の症状がみられる場合は、登校・登園を控える ・同居する家族に上記症状がみられる場合は、症状がなくても登校・登園を控える ・同居家族が濃厚接触者となり PCR 検査を受ける場合、陰性が判明するまで登校・登園を控える 	

- PCR 検査（スクリーニング検査）への対応【教育調整課／教育支援課／学校運営課】
 - ・都の PCR 検査を活用し、校内で速やかに PCR 検査が受けられる体制を構築し、迅速に感染者を発見し、感染拡大防止に向けた取組を実施

時期	概要
3年度	・都補助金を活用し、3年度から、重症化リスクの高い児童・生徒が在籍している区立特別支援学校の教職員等を対象に学期毎の PCR 検査を実施
3年8月	・保健所のひっ迫を回避するため、濃厚接触者の特定を学校等で行い、保健所に報告するよう取扱いが変更されたほか、都が PCR 検査を開始したため、濃厚接触者の特定や校外の活動実施にむけて都の PCR 検査を受検可能とし、区立学校に周知
3年10月	・西早稲田中学校、落合中学校の2校の修学旅行前に抗原定性検査キットを使用して、区教育委員会事務局がスクリーニング検査を実施
3年11月	・都からの通知を踏まえ、教育活動で主催団体や訪問先から参加にあたって検査が求められる場合、児童・生徒及び教職員を対象に PCR 検査を実施する旨周知
4年2月22日	・都から、区市町村学校における PCR 検査について再周知

- きょうだい関係の把握による感染拡大の防止【学校運営課】
 - ・感染者の兄弟姉妹について、学齢簿システムにより兄弟姉妹名簿を作成し、兄弟関係を把握するとともに、同居親族が体調不良時における登校・登園自粛を要請

時期	概要
2年10月29日	・保護者に対して同居する親族が PCR 検査を受ける場合、児童・生徒等の登校を控えるよう要請文を区立学校（園）へ周知

3年1月7日	・保護者に対して、同居する親族がPCR検査を受ける前であっても、風邪症状がみられる場合は、児童・生徒の登校を控えるよう要請文を区立学校（園）へ周知
4年3月	・国からの基本的対処方針の変更（3月4日）を受けて、3月22日以降、濃厚接触者に特定された児童・生徒等の同居する親族及び教員の同居人へ求めている登園・登校の自粛要請を解除

● 私立学校・幼稚園に対する支援と連携【学校運営課】

- ・私立幼稚園における感染拡大防止の取組の参考のため、一斉臨時休業や感染症対策など、区立学校（園）の対応について適宜情報提供
- ・都の「私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」を活用し、各私立幼稚園に対し手指消毒液や空気清浄機など保健衛生用品や感染防止用の備品の購入に補助を行い、私立幼稚園における感染拡大防止を支援

● 教職員へのワクチン接種【教育調整課】

- ・感染者が急増する中、児童・生徒等と接する機会がある教職員へのワクチン接種を集中的に実施

時期	概要
3年6月	・区立学校（園）が教育活動を継続し、児童・生徒等の学びを保障していくためには教職員の感染症対策が重要なことから、区保健所の余剰ワクチンを活用した教職員へのワクチン接種（1回目・2回目）を開始
3年7月	・区立学校（園）が教育活動を継続し、児童・生徒等の学びを保障していくためには教職員の感染症対策が重要なことから、都大規模接種会場を活用した教職員へのワクチン接種（1回目・2回目）を開始 ・区保健所による接種や各教職員の居住自治体での接種等を含め、9月1日時点で約8割の教職員が2回目接種を終了

分散登校・臨時休業等の実施

● 分散登校・臨時休業等の実施【教育指導課／学校運営課】

・国の方針や都の要請を踏まえ、多くの児童・生徒等や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、分散登校・臨時休業を実施し、児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合の臨時休業等の基準を策定のうえ、健康観察期間の見直しに合わせながら、学級閉鎖期間を短縮

時期	概要											
2年2月28日	<p>・全国的な感染者数の増加や国の一斉臨時休業の実施の提言、国の方針を踏まえ、区立学校（園）の対応方針を2月28日に決定し、臨時休業について、区立学校（園）及び保護者に周知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨時休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年3/2～3/25</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>通常通り</td> </tr> </tbody> </table>			区分	臨時休業期間	区立学校	2年3/2～3/25	区立幼稚園	通常通り			
区分	臨時休業期間											
区立学校	2年3/2～3/25											
区立幼稚園	通常通り											
2年3月27日	<p>・区立学校（園）で児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合の対応について、文部科学省からの通知を受けて、感染者が確認された時点で、区立学校（園）を概ね2週間程度閉鎖し、すみやかに全館消毒を実施する旨を区立学校（園）及び保護者に周知</p>											
2年4月3日	<p>・国や都、区内における感染者数が増加傾向にあること、国の専門家会議等での提言を踏まえ、区立学校（園）における新学期の対応方針を決定し、区立学校（園）及び保護者に周知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨時休業期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年4/6～5/6</td> <td>小学校の入学式は4月6日に実施</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年4/7～5/6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	臨時休業期間	備考	区立学校	2年4/6～5/6	小学校の入学式は4月6日に実施	区立幼稚園	2年4/7～5/6	
区分	臨時休業期間	備考										
区立学校	2年4/6～5/6	小学校の入学式は4月6日に実施										
区立幼稚園	2年4/7～5/6											

<p>2年5月1日</p>	<p>・国の緊急事態宣言の動向や都の要請を踏まえ、5月1日に区立学校（園）について、5月7日・8日を臨時休業とすることを決定し、区立学校（園）に周知</p> <table border="1" data-bbox="450 465 1098 689"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨時休業期間（延期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年4/6～5/8</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年4/7～5/8</td> </tr> </tbody> </table>	区分	臨時休業期間（延期）	区立学校	2年4/6～5/8	区立幼稚園	2年4/7～5/8
区分	臨時休業期間（延期）						
区立学校	2年4/6～5/8						
区立幼稚園	2年4/7～5/8						
<p>2年5月5日</p>	<p>・緊急事態宣言の延期発令を踏まえ、5月5日に臨時休業期間を5月31日まで延期することを決定し、入学（園）式の延期と合わせて区立学校（園）及び保護者に周知</p> <table border="1" data-bbox="450 907 1080 1131"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨時休業期間（再延期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年4/6～5/31</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年4/7～5/31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	臨時休業期間（再延期）	区立学校	2年4/6～5/31	区立幼稚園	2年4/7～5/31
区分	臨時休業期間（再延期）						
区立学校	2年4/6～5/31						
区立幼稚園	2年4/7～5/31						
<p>2年5月25日</p>	<p>・5月25日に、臨時休業を5月31日で終了すること、6月中は分散登校を開始（期間は2週間程度）すること、中学校・特別支援学校の入学式と幼稚園の入園式を6月1日に実施することを区立学校（園）に周知し、区ホームページで保護者と区民に周知</p> <table border="1" data-bbox="450 1406 1080 1630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分散登校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年6/1～6/14</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年6/1～6/14</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分散登校	区立学校	2年6/1～6/14	区立幼稚園	2年6/1～6/14
区分	分散登校						
区立学校	2年6/1～6/14						
区立幼稚園	2年6/1～6/14						
<p>2年6月3日</p>	<p>・授業日数の確保のため、7月20日を「教育委員会が定める休業日」としないことを学校に周知するとともに、区立学校（園）の夏季休業期間の短縮等、区立学校には9月以降は土曜日に半日授業を月に2回程度実施することを周知</p>						

<p>2年6月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分散登校の延長（6月15日から1週間程度）及び中学3年生のみ6月15日から通常登校に移行する（区立特別支援学校の中学3年生は除く）ことを周知 ・その後、分散登校の再延長（6月22日から1週間程度）を周知 <table border="1" data-bbox="451 533 1082 757"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分散登校（再延長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>2年6/1～6/28</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年6/1～6/28</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分散登校（再延長）	区立学校	2年6/1～6/28	区立幼稚園	2年6/1～6/28				
区分	分散登校（再延長）										
区立学校	2年6/1～6/28										
区立幼稚園	2年6/1～6/28										
<p>2年6月19日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回区対策本部会議の決定を受けて、分散登校期間の終了と6月29日からの通常登校等の対応について区立学校（園）と保護者に周知 <table border="1" data-bbox="451 936 1345 1534"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2年6月29日以降の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立小学校</td> <td>・通常登校へ移行</td> </tr> <tr> <td>区立中学校</td> <td>・通常登校へ移行 ※3年生は6月15日から通常登校に移行済（区立特別支援学校の中学3年生は除く）</td> </tr> <tr> <td>区立特別支援学校</td> <td>・8月7日まで分散登校を実施し、8月25日から通常登校へ移行</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>・6月30日までは分散登校を継続し、7月1日から通常登園へ移行 ※3歳児は7月17日まで午前保育</td> </tr> </tbody> </table>	区分	2年6月29日以降の対応	区立小学校	・通常登校へ移行	区立中学校	・通常登校へ移行 ※3年生は6月15日から通常登校に移行済（区立特別支援学校の中学3年生は除く）	区立特別支援学校	・8月7日まで分散登校を実施し、8月25日から通常登校へ移行	区立幼稚園	・6月30日までは分散登校を継続し、7月1日から通常登園へ移行 ※3歳児は7月17日まで午前保育
区分	2年6月29日以降の対応										
区立小学校	・通常登校へ移行										
区立中学校	・通常登校へ移行 ※3年生は6月15日から通常登校に移行済（区立特別支援学校の中学3年生は除く）										
区立特別支援学校	・8月7日まで分散登校を実施し、8月25日から通常登校へ移行										
区立幼稚園	・6月30日までは分散登校を継続し、7月1日から通常登園へ移行 ※3歳児は7月17日まで午前保育										
<p>3年1月8日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立学校（園）で児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応について、文部科学省の衛生管理マニュアルの見直しを踏まえ、濃厚接触者がいた場合は、保健所と相談の上、教育委員会が学級閉鎖の実施可否を判断し、保健所が特定した濃厚接触者に対しPCR検査及び健康観察を実施する方針に変更 										

<p>3年9月24日</p>	<p>・区立学校（園）で児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合の対応について、文部科学省の衛生管理マニュアルの見直しを踏まえ、9月24日に臨時休業等の判断基準を策定し、周知</p> <table border="1" data-bbox="448 454 1254 792"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級閉鎖</td> <td>同一学級内の感染者の人数3名以上 (うち1名以上が感染症経路不明者)</td> </tr> <tr> <td>学年閉鎖</td> <td>2学級以上</td> </tr> <tr> <td>臨時休業</td> <td>2学年以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断基準	学級閉鎖	同一学級内の感染者の人数3名以上 (うち1名以上が感染症経路不明者)	学年閉鎖	2学級以上	臨時休業	2学年以上
区分	判断基準								
学級閉鎖	同一学級内の感染者の人数3名以上 (うち1名以上が感染症経路不明者)								
学年閉鎖	2学級以上								
臨時休業	2学年以上								
<p>4年1月19日</p>	<p>・1月19日に、感染者の急激な増加やまん延防止等重点措置の発令を受けて、まん延防止等重点措置期間中の分散登校を決定し、区立学校の自宅待機者にはオンラインによる指導を実施</p> <p>・まん延防止等重点措置期間の延長を踏まえ、1月24日から一定期間の分散登校継続を決定し、区立学校（園）と保護者に周知</p> <table border="1" data-bbox="448 1104 1080 1330"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分散登校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>4年1/24～2/25</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>4年1/24～2/25</td> </tr> </tbody> </table> <p>・区保健所及び厚生労働省からの通知を受けて、健康観察期間を2週間から10日間に短縮するとともに学級閉鎖期間を短縮</p>	区分	分散登校	区立学校	4年1/24～2/25	区立幼稚園	4年1/24～2/25		
区分	分散登校								
区立学校	4年1/24～2/25								
区立幼稚園	4年1/24～2/25								
<p>4年1月31日</p>	<p>・区保健所及び厚生労働省からの通知を受けて、健康観察期間を10日間から7日間に短縮するとともに学級閉鎖期間を短縮</p>								
<p>4年2月21日</p>	<p>・2月21日に、学級閉鎖数がピーク時より減少している状況を踏まえ、2月25日をもって分散登校期間を終了とし、通常登校等の対応方針について区立学校（園）と保護者に周知</p> <table border="1" data-bbox="448 1758 1080 1984"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>通常登校(園)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立学校</td> <td>4年2/28～</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>4年2/28～</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通常登校(園)	区立学校	4年2/28～	区立幼稚園	4年2/28～		
区分	通常登校(園)								
区立学校	4年2/28～								
区立幼稚園	4年2/28～								

4年4月4日	・4月4日に、学級閉鎖期間について、国の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を踏まえ、7日間から5日間に変更
5年5月2日	・新型コロナウイルスが5月8日から感染症法上5類感染症に移行された後の区立学校（園）の臨時休業等について、学校医に相談の上、学校・地域の感染状況等を踏まえ、学級閉鎖等の必要性の有無を判断し、当分の間、同一学級内で3人以上の陽性者が生じた場合に、5日間の学級閉鎖を目安とするが、感染経路に関連がない場合や、他の児童・生徒等に感染拡大の恐れがないと認められる場合は、学級閉鎖の必要性はないとする旨周知

● 学習指導サポーターの配置【教育指導課】

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う区立学校の臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、児童・生徒の学びを支援する人材として学習指導サポーター（有償ボランティア）を配置

配置期間	登録人数	配置時間	活動内容
2年8/25～ 3年3/25	61人	6620.5時間	・学習の遅れのある児童・生徒に対する放課後の補習 ・チームティーチング指導、オンライン授業補助

ICT環境を活用した学びを止めないための取組

● LTE通信対応タブレット端末の貸与【教育支援課】

- ・臨時休業期間終了後の分散登校期間の設定、話し合い活動禁止等の教育活動の制限が継続されることを想定し、2年6月1日より授業動画配信等の家庭でのオンライン学習を実施するため、LTE通信に対応可能な端末をレンタルし、区立中学校3年生の全生徒及び区立小学校5年生から区立中学校2年生までのネットワーク環境が家庭にない児童・生徒へ3年3月31日まで貸与

区分	貸与件数
区立小学校	1,907台
区立中学校	1,568台



LTE通信対応タブレット

● 新宿区版 GIGA スクール構想の実現に向けた取組の加速【教育指導課／教育支援課】

- ・元年度に児童生徒 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が国の補正予算で計上され、5 ヶ年度をかけて当該 ICT 環境を整備する「GIGA スクール構想の実現」に向けたロードマップが文部科学省より提示
- ・その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文部科学省から「GIGA スクール構想」の加速化が示されたことから、児童・生徒の現状や課題に合わせた「新宿区版 GIGA スクール構想」を加速させ、3 年 3 月 1 日、高速大容量 LTE 通信に対応したタブレット端末を児童・生徒に 1 人 1 台配備し、運用を開始
- ・4 年 1 月 24 日から 2 月 25 日までの区立学校の分散登校期間中にタブレット端末によるオンラインを活用した家庭学習を実施

機種名	配備数
Surface Go2	14,556 台
iPad	346 台



Surface Go2



iPad

● ICT 支援員の増員【教育指導課】

- ・2 年 5 月 7 日に、臨時休業期間中に各区立学校で学習支援の動画等を作成するに当たり、ICT 支援員や ALT の効果的な活用を図ることを区立学校に周知
- ・ICT 機器等の活用による授業中の機器や操作に関するトラブル対応等の新たな学校業務や学校間の活用事例の共有等の場面における課題への対応するため、4 年 8 月 1 日から ICT 支援員の巡回体制を拡充

区分	変更前	変更後（8月～）
人数	8 人	10 人
巡回時間	3 時間（半日）	8 時間（全日）

■ 校内行事における対応

● 運動会【教育指導課】

- ・運動会において、「都立学校版感染症予防ガイドライン」等の内容を踏まえながら、対応方針の見直しを行い、活動制限・参観者の範囲を徐々に緩和して実施

日付	概要						
2年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 区立小・中学校では、感染症対策を講じたうえで参加者を児童・生徒及び教職員のみ限定して行うか、または2学期に延期して実施することなどを区立学校（園）に周知 						
2年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 三密を避けられない行事は、新型コロナウイルスが収束しない限り、延期もしくは中止とすることを決定し、区立学校（園）に周知 						
2年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う活動（運動会・学芸会・音楽会・合唱コンクール等）について、三密に配慮のうえ、原則として学年を超えない形での開催は可と決定し、対応方針を区立学校（園）に周知 参観の保護者には体調確認を依頼し、来賓の招待はなし 						
3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の発令（1月7日）を受け、運動会を含む保護者の参観を伴う行事は、緊急事態宣言が解除されるまで中止とするが、展覧会など児童・生徒等と保護者等の大人が接触しない行事は、体育館等で開催できることを区立学校（園）に周知 						
3年4月14日	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の適用を受けて、運動会等の対応方針を区立学校（園）に周知 <table border="1" data-bbox="504 1294 1390 1765"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="504 1294 1390 1350">まん延防止等重点措置期間における運動会等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 1350 643 1671">措置</td> <td data-bbox="643 1350 1390 1671"> <ul style="list-style-type: none"> 全ての学年が一堂に集まって開催することは避け、種目の精選及び時間短縮等の上で実施 各校の施設状況に応じた人数制限等を設けた上で、保護者の参観は可能（来賓の参加はなし） ※緊急事態宣言の適用中は保護者の参観不可 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1671 643 1765">解除</td> <td data-bbox="643 1671 1390 1765"> <ul style="list-style-type: none"> 十分な感染対策を講じたうえで、通常どおり実施 </td> </tr> </tbody> </table>	まん延防止等重点措置期間における運動会等		措置	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学年が一堂に集まって開催することは避け、種目の精選及び時間短縮等の上で実施 各校の施設状況に応じた人数制限等を設けた上で、保護者の参観は可能（来賓の参加はなし） ※緊急事態宣言の適用中は保護者の参観不可 	解除	<ul style="list-style-type: none"> 十分な感染対策を講じたうえで、通常どおり実施
まん延防止等重点措置期間における運動会等							
措置	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学年が一堂に集まって開催することは避け、種目の精選及び時間短縮等の上で実施 各校の施設状況に応じた人数制限等を設けた上で、保護者の参観は可能（来賓の参加はなし） ※緊急事態宣言の適用中は保護者の参観不可 						
解除	<ul style="list-style-type: none"> 十分な感染対策を講じたうえで、通常どおり実施 						
3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の解除を受け、運動会及び学芸会等について、感染対策を十分に講じた上で保護者の参観、来賓の参加も含め、実施可能とする旨決定し、区立学校（園）に周知 						



運動会の開催

●授業参観・学校説明会【教育指導課】

- ・授業参観（学校公開）及び学校説明会において、感染対策を工夫しながら実施し、保護者に学校内での活動内容を深く知る機会を提供

日付	概要
2年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・三密を避けられない行事については、新型コロナウイルスが収束しない限り、延期もしくは中止とすることを区立学校（園）に周知
2年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・分散登校から通常登校に移行し、これまで延期・中止としていた授業参観等の対応方針について、感染状況を勘案した上で、マスク着用や1家庭2名まで等の条件のもと学年を超えない範囲で開催可とする旨、区立学校（園）に周知 ・学校ホームページに学校の教育目標、特色のある取組、校内の雰囲気や設備の状況が分かる画像、教育活動の風景写真等の掲載について区立学校（園）へ依頼
3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が解除されるまで授業参観は中止とし、学校説明会は、保護者と児童・生徒の動線を分ける等の感染対策を講じた上で実施するよう区立学校（園）に周知
3年4月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用を受けて、保護者が参観する学校公開等は、まん延防止等重点措置の適用期間中（緊急事態宣言の適用中も含む）は実施を控えるよう区立学校（園）に周知
3年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開等の保護者が参観する学校行事等は、まん延防止等重点措置の適用期間中であっても、実施学年の分散や参観人数の制限を行い、十分な感染対策を講じた上で、実施できることを区立学校（園）に周知
3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除を受け、感染対策を講じた上で学校公開の実施が可能であることを区立学校（園）に周知



学校公開の様子

● 入学式・卒業式【教育指導課】

- ・ 入学式・卒業式において、「都立学校版感染症予防ガイドライン」等の内容を踏まえながら、対応方針の見直しを行い、出席者・歌唱等の取扱いを徐々に緩和して実施

日付	概要														
2年3月下旬	・ 元年度末の卒業式・修了式は、臨時休業期間中であったが、区立学校（園）において、卒業生、保護者、教職員に参加者を制限して実施														
2年4月3日	・ 2年度の入学（園）式は、全体の時間短縮、会場の換気、座席の間隔を確保するなどの適切な感染対策を行い、参加者は、新生児、保護者（2名まで）、教職員に限定して実施するよう区立学校（園）に周知														
2年4月6日	・ 緊急事態宣言の発令を受け、2年度の入学式は、区立小学校のみ4月6日に実施し、区立中学校及び特別支援学校の入学式及び幼稚園の入園式は延期とし、区立学校（園）と保護者に周知														
2年5月25日	<p>・ 2年度の入学式・入園式の対応方針を区立学校（園）に周知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>当初予定日</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立小学校</td> <td>2年4月6日</td> <td>2年4月6日</td> </tr> <tr> <td>区立中学校</td> <td rowspan="2">2年4月7日</td> <td>2年6月1日</td> </tr> <tr> <td>区立特別支援学校</td> <td>2年6月1日</td> </tr> <tr> <td>区立幼稚園</td> <td>2年4月8日</td> <td>2年6月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間を短縮して出来る限り校庭等で実施 ・ 国歌及び校園歌は斉唱せず、伴奏のみ ・ 保護者は2名までとし、来賓は不可 	区分	当初予定日	実施日	区立小学校	2年4月6日	2年4月6日	区立中学校	2年4月7日	2年6月1日	区立特別支援学校	2年6月1日	区立幼稚園	2年4月8日	2年6月1日
区分	当初予定日	実施日													
区立小学校	2年4月6日	2年4月6日													
区立中学校	2年4月7日	2年6月1日													
区立特別支援学校		2年6月1日													
区立幼稚園	2年4月8日	2年6月1日													

<p>2年11月30日</p>	<p>・2年度卒業式及び3年度入学式の対応方針を決定し、区立学校（園）に周知</p> <table border="1" data-bbox="531 394 1331 624"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="531 394 1331 454">卒業式（2年度）及び入学式（3年度）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="531 454 683 512"></td> <td data-bbox="683 454 1331 512"> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生（入学生）全員が一堂に会しての開催は可 ・保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可 ・来賓は不可 </td> </tr> </table>		卒業式（2年度）及び入学式（3年度）			<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生（入学生）全員が一堂に会しての開催は可 ・保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可 ・来賓は不可 		
卒業式（2年度）及び入学式（3年度）								
	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生（入学生）全員が一堂に会しての開催は可 ・保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可 ・来賓は不可 							
<p>3年1月7日</p>	<p>・2年度卒業式について、「音楽における歌唱の活動や管楽器を用いる活動」等の活動を当面の間実施できないことを踏まえ、事前にビデオメッセージを録画するなど、現在の状況で実施できる方法を各校で検討するよう区立学校（園）へ周知</p>							
<p>4年2月10日</p>	<p>・まん延防止等重点措置期間の延長と分散登校の継続を受けた通知の中で、3年度卒業式及び4年度入学式の対応方針を周知</p> <table border="1" data-bbox="531 1001 1362 1570"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="531 1001 1362 1061">卒業式（3年度）及び入学式（4年度）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1061 683 1227">出席者等</td> <td data-bbox="683 1061 1362 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ・方針変更なし ※保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可、来賓は不可 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1227 683 1570">歌唱等</td> <td data-bbox="683 1227 1362 1570"> <ul style="list-style-type: none"> ・歌唱や呼びかけは実施不可とし、国歌及び校歌については、CD等に録音された歌唱入りの楽曲を会場全体に聞こえるように再生 ・式典会場での演奏は実施不可 ・校長式辞や児童・生徒の代表者の言葉等は、マスクの着用を原則 </td> </tr> </table>		卒業式（3年度）及び入学式（4年度）		出席者等	<ul style="list-style-type: none"> ・方針変更なし ※保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可、来賓は不可 	歌唱等	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱や呼びかけは実施不可とし、国歌及び校歌については、CD等に録音された歌唱入りの楽曲を会場全体に聞こえるように再生 ・式典会場での演奏は実施不可 ・校長式辞や児童・生徒の代表者の言葉等は、マスクの着用を原則
卒業式（3年度）及び入学式（4年度）								
出席者等	<ul style="list-style-type: none"> ・方針変更なし ※保護者は各家庭2人まで、在校生は代表者のみ可、来賓は不可 							
歌唱等	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱や呼びかけは実施不可とし、国歌及び校歌については、CD等に録音された歌唱入りの楽曲を会場全体に聞こえるように再生 ・式典会場での演奏は実施不可 ・校長式辞や児童・生徒の代表者の言葉等は、マスクの着用を原則 							
<p>4年3月18日</p>	<p>・まん延防止等重点措置の解除を受けて、式典の対応方針の一部を変更し、区立学校（園）へ周知</p> <table border="1" data-bbox="531 1715 1362 1946"> <tr> <td data-bbox="531 1715 644 1946" rowspan="2">歌唱等</td> <th data-bbox="644 1715 951 1776">変更前</th> <th data-bbox="951 1715 1362 1776">変更後</th> </tr> <tr> <td data-bbox="644 1776 951 1946"> <ul style="list-style-type: none"> ・録音された歌唱入りの楽曲を再生 </td> <td data-bbox="951 1776 1362 1946"> <ul style="list-style-type: none"> ・各校で十分な感染対策を講じている場合は、マスクを着用のうえ、ピアノ伴奏による歌唱可 </td> </tr> </table>		歌唱等	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・録音された歌唱入りの楽曲を再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で十分な感染対策を講じている場合は、マスクを着用のうえ、ピアノ伴奏による歌唱可 	
歌唱等	変更前	変更後						
	<ul style="list-style-type: none"> ・録音された歌唱入りの楽曲を再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で十分な感染対策を講じている場合は、マスクを着用のうえ、ピアノ伴奏による歌唱可 						

<p>4年11月30日</p>	<p>・4年度卒業式及び修了式、5年度入学（園）式の対応方針を決定し、区立学校（園）へ周知</p> <table border="1" data-bbox="555 414 1393 757"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="555 414 1393 465">卒業式（4年度）及び入学式（5年度）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="555 465 702 638">出席者等</td> <td data-bbox="702 465 1393 638"> <ul style="list-style-type: none"> ・在校生や保護者の参加人数については、一律の制限は設けず、各校で判断 ・来賓の参加も制限なし </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 638 702 757">歌唱等</td> <td data-bbox="702 638 1393 757"> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用するなど、十分な感染対策を講じることを条件に特段の制限なし </td> </tr> </table>	卒業式（4年度）及び入学式（5年度）		出席者等	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生や保護者の参加人数については、一律の制限は設けず、各校で判断 ・来賓の参加も制限なし 	歌唱等	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用するなど、十分な感染対策を講じることを条件に特段の制限なし
卒業式（4年度）及び入学式（5年度）							
出席者等	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生や保護者の参加人数については、一律の制限は設けず、各校で判断 ・来賓の参加も制限なし 						
歌唱等	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用するなど、十分な感染対策を講じることを条件に特段の制限なし 						
<p>5年2月14日</p>	<p>・国の方針を受けて、4年度卒業式及び修了式におけるマスクの着用等の考え方を区立学校（園）に周知</p> <table border="1" data-bbox="549 943 1393 1176"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="549 943 1393 1003">卒業式（4年度）及び入学式（5年度）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1003 836 1115">児童・生徒・教職員</td> <td data-bbox="836 1003 1393 1115"> <ul style="list-style-type: none"> ・式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、呼びかけや歌唱は着用を継続 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1115 836 1176">来賓・保護者</td> <td data-bbox="836 1115 1393 1176"> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用 </td> </tr> </table>	卒業式（4年度）及び入学式（5年度）		児童・生徒・教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、呼びかけや歌唱は着用を継続 	来賓・保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用
卒業式（4年度）及び入学式（5年度）							
児童・生徒・教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、呼びかけや歌唱は着用を継続 						
来賓・保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用 						



入学式の様子（区立小学校）



卒業式（区立小学校）

校外活動における対応

- 遠足・社会科見学等【教育指導課／教育支援課】
 - ・遠足・社会科見学等において、「都立学校版感染症予防ガイドライン」等の内容を踏まえながら、対応方針の見直しを行い、活動制限を徐々に緩和

日付	概要				
2年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業の期間が不透明であることや感染症対策が困難であることから、4月に予定している遠足及び社会科見学（区立小学校）は、2学期以降に延期して実施する旨決定し、区立学校（園）に周知 				
2年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・「都立学校版感染症予防ガイドライン」の内容を踏まえ、遠足等の校外での学習は中止とする対応方針を決定し、区立学校（園）に周知 <table border="1" data-bbox="488 645 1329 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 645 1329 703">遠足等（2年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 703 1329 875"> <ul style="list-style-type: none"> ・遠足などの校外活動は、学級や一つの学年を単位とし、公共交通機関の利用は不可（公共交通機関を利用しない場合は、校園長が感染状況に基づき判断して実施可） </td> </tr> </tbody> </table>	遠足等（2年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足などの校外活動は、学級や一つの学年を単位とし、公共交通機関の利用は不可（公共交通機関を利用しない場合は、校園長が感染状況に基づき判断して実施可） 		
遠足等（2年度）					
<ul style="list-style-type: none"> ・遠足などの校外活動は、学級や一つの学年を単位とし、公共交通機関の利用は不可（公共交通機関を利用しない場合は、校園長が感染状況に基づき判断して実施可） 					
2年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動については、学年を超えた実施及び公共交通機関の利用も可能である旨、対処方針を変更し、区立学校（園）に周知 <table border="1" data-bbox="488 1077 1366 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1077 951 1135">変更前</th> <th data-bbox="951 1077 1366 1135">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1135 951 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・学級や一つの学年を単位 ・公共交通機関の利用不可 </td> <td data-bbox="951 1135 1366 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・学年を超えた実施も可 ・公共交通機関の利用可 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="517 1256 890 1288">【公共交通機関利用の留意事項】</p> <ul data-bbox="517 1317 1187 1464" style="list-style-type: none"> ・利用は、乗換時間も含め片道45分（往復90分）以内 ・乗車は原則として午前9時以降 ・複数の車両への分乗や乗車位置の工夫等 	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や一つの学年を単位 ・公共交通機関の利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年を超えた実施も可 ・公共交通機関の利用可
変更前	変更後				
<ul style="list-style-type: none"> ・学級や一つの学年を単位 ・公共交通機関の利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年を超えた実施も可 ・公共交通機関の利用可 				
2年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足及び社会科見学等は、原則可とするほか、公共交通機関利用の留意事項として、貸切バスの利用については、感染状況等を踏まえ、各校長が実施可否を判断できる旨周知 				
3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発令を受け、緊急事態宣言が解除されるまでは、公共交通機関は利用しないこと（貸切バスは利用可）、都県境をまたぐ移動が伴う活動は行わないことを区立学校（園）に周知 				

3年3月15日	・緊急事態宣言の延長に伴い、感染症に対する警戒は継続しつつ、都教育委員会の対応も踏まえ、2年度3月及び3年度4月以降の遠足等の対応方針を決定し、周知 ※まん延防止等重点措置の適用後も対応方針は変更なし	
	遠足等（2年度3月～）	
	3年3月～4月	【緊急事態宣言が継続】 ・校外で実施する学習活動は実施不可 【緊急事態宣言が解除】 ・4月中は都県境をまたぐ活動は不可 ・都内や近隣地域の活動は制限なし
3年5月以降 (解除の場合)	・行き先や移動手段等について、特段の制限は設けず、十分な感染対策を講じて実施	
3年9月9日	・貸切バスや公共交通機関利用上の留意点は、まん延防止等重点措置期間と同様とするが、緊急事態宣言の適用期間中は認めていなかった校外学習等の実施を認めることを区立学校（園）に周知	

● 移動教室・スキー教室・修学旅行等【教育指導課／教育支援課】

- ・新型コロナウイルスの拡大により、2年度・3年度の宿泊行事を止む無く中止したものの、生徒の心情を考慮し、代替行事を実施して対応

日付	概要	
2年3月27日	・5月以降の移動教室の実施については、当面の間中止を決定	
2年7月3日	・「都立学校版感染症予防ガイドライン」を踏まえ、移動教室・修学旅行・夏季施設の対応方針を区立学校に周知	
	宿泊行事（2年度7月～3月）	
	2年7月～12月	・中学校3年生の修学旅行のみ実施可 ・他の移動教室・校外学習は中止 ※修学旅行（区立中学校）は、校長と教育委員会事務局が感染状況等を考慮して決定し、保護者の同意を得た上で実施
3年1月～3月	・引き続き開催方法については配慮	

2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー移動教室は2泊3日に期間を短縮し実施する旨、11月11日に学校へ周知していたが、直前の感染状況を踏まえ、2年度スキー教室は中止を決定 																
3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発令を踏まえ、移動教室と修学旅行の代替行事は実施の予定であるが、緊急事態宣言が解除されない場合は、都県境を越えるイベントは中止とすることを区立学校に周知 																
3年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度3月及び3年度4月以降の宿泊行事の対応方針を周知 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">宿泊行事（2年度3月～）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・通常通り実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・緊急事態宣言が発令された場合は延期又は中止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宿泊行事（2年度3月～）		・通常通り実施		・緊急事態宣言が発令された場合は延期又は中止											
宿泊行事（2年度3月～）																	
・通常通り実施																	
・緊急事態宣言が発令された場合は延期又は中止																	
3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大により中止した修学旅行及び移動教室について、教育的意義や生徒の心情を考慮し、3月に代替の学校行事を実施 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>行先（2年度代替行事）</th> <th>参加生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立小学校</td> <td>6年生</td> <td>スモールワールド東京 (3/1～3/19)</td> <td>1,492人</td> </tr> <tr> <td>区立中学校</td> <td>3年生</td> <td>よみうりランド等 (3/1～3/17)</td> <td>833人</td> </tr> <tr> <td>区立特別支援学校</td> <td>中学3年生</td> <td>食品サンプル工場見学等 (3月9日)</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	行先（2年度代替行事）	参加生徒数	区立小学校	6年生	スモールワールド東京 (3/1～3/19)	1,492人	区立中学校	3年生	よみうりランド等 (3/1～3/17)	833人	区立特別支援学校	中学3年生	食品サンプル工場見学等 (3月9日)	3人
区分	対象	行先（2年度代替行事）	参加生徒数														
区立小学校	6年生	スモールワールド東京 (3/1～3/19)	1,492人														
区立中学校	3年生	よみうりランド等 (3/1～3/17)	833人														
区立特別支援学校	中学3年生	食品サンプル工場見学等 (3月9日)	3人														
3年4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用を受けて、3年度の5月・6月に修学旅行を予定していた区立中学校に対して、8月末から11月に日程の変更を依頼 ・中学1年生の移動教室は、全10校の中止を決定し、代替行事の検討を開始 																
3年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の延長により、区立小学校全29校の小学6年生移動教室、小学5年生夏季施設の中止を決定し、代替行事の検討を開始 																
3年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月の中学校修学旅行（2校）は予定通り実施するが、4年2月・3月に実施予定である区立中学校（8校）については、緊急事態宣言の適用期間中でなければ、修学旅行を実施予定であることを周知 																

3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・1月以降に実施する宿泊行事の感染対策として、事前PCR検査を希望制で実施予定であったが、オミクロン株の急激な感染拡大とまん延防止等重点措置の適用等を受け、事前PCR検査の実施を4年1月に希望制から全員必須に方針を変更して決定 ・修学旅行、スキー教室については、中止を決定 																									
3年10月～ 4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大により中止した修学旅行及び移動教室について、教育的意義や生徒の心情を考慮し、代替の学校行事を実施 <table border="1" data-bbox="475 667 1318 1473"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>3年度代替行事</th> <th>参加生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立小学校</td> <td>6年生</td> <td>よみうりランド (2/15～3/29)</td> <td>1,513人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区立中学校</td> <td>1年生</td> <td>江戸東京博物館等 (11/4～3/2)</td> <td>870人</td> </tr> <tr> <td>3年生 (8校)</td> <td>よみうりランド (3/7～3/16)</td> <td>607人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区立特別支援学校</td> <td>小学4年生・ 5年生</td> <td>東京ドーム等 (10月7日)</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>小学6年生</td> <td>グランドニッコー台 場等(11月19日)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>三菱一号館美術館等 (10/20～10/21)</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	3年度代替行事	参加生徒数	区立小学校	6年生	よみうりランド (2/15～3/29)	1,513人	区立中学校	1年生	江戸東京博物館等 (11/4～3/2)	870人	3年生 (8校)	よみうりランド (3/7～3/16)	607人	区立特別支援学校	小学4年生・ 5年生	東京ドーム等 (10月7日)	8人	小学6年生	グランドニッコー台 場等(11月19日)	4人	中学3年生	三菱一号館美術館等 (10/20～10/21)	6人
区分	対象	3年度代替行事	参加生徒数																							
区立小学校	6年生	よみうりランド (2/15～3/29)	1,513人																							
区立中学校	1年生	江戸東京博物館等 (11/4～3/2)	870人																							
	3年生 (8校)	よみうりランド (3/7～3/16)	607人																							
区立特別支援学校	小学4年生・ 5年生	東京ドーム等 (10月7日)	8人																							
	小学6年生	グランドニッコー台 場等(11月19日)	4人																							
	中学3年生	三菱一号館美術館等 (10/20～10/21)	6人																							
4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4年度中に実施を予定している宿泊行事については、引き続き参加者全員を対象とした事前PCR検査を実施することを決定 																									
4年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況の好転に伴い、事前PCR検査の任意化を決定したが、感染状況の悪化に伴い、8月に、4年度中に実施を予定している宿泊行事については、事前PCR検査に重ねて抗原検査を実施することを決定し、感染症対策を強化 																									
5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・5年度中に実施を予定している宿泊行事については、事前PCR検査は実施しないが、各区立学校に抗原検査キットを配布することとし、感染症対策を補完して対応 																									

● 修学旅行中止に対するキャンセル料の負担【教育指導課】

- ・保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行（中学校）の中止・延期に伴い発生した修学旅行取消料、安全に実施するための追加費用等を公費負担

実績		
第2期	10校	878人
第4期～6期	10校	814人
第6期～7期	4校	4人

● 英語キャンプ【教育支援課】

- ・英語キャンプについて、「都立学校版感染症予防ガイドライン」等の内容を踏まえながら、2年度及び3年度の実施は中止し、方法を変更して実施

英語キャンプの中止（2年度～3年度）		
時期	概要	
2年7月	・「都立学校版感染症予防ガイドライン」を踏まえ、開催を予定していた英語キャンプ（小学生及び中学生の部）は、3年3月下旬に延期を決定	
3年1月	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1月に、女神湖高原学園で実施する宿泊形式の英語キャンプから通所形式の「One Day 英語キャンプ」に変更を決定し、新宿コズミックセンター等で実施	
	区分	「One Day 英語キャンプ」（2年度）
	小学生の部	3年2月20日・21日・23日・3月6日
	中学生の部	3年3月21日・28日
3年3月	・3年度の英語キャンプは、女神湖高原学園で宿泊形式とし、8月に実施することを決定	
3年7月	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、7月に、女神湖高原学園で実施する宿泊形式の英語キャンプから通所形式の「One Day 英語キャンプ」に変更を決定し、新宿コズミックセンター等で実施	
	区分	「One Day 英語キャンプ」（3年度）
	小学生の部	3年8月11日・12日・13日
	中学生の部	3年8月18日

- ・英語キャンプについて、参加者の事前 PCR 検査を実施の上、宿泊形式による女神湖高原学園での英語キャンプを4年度より再開

英語キャンプの再開（4年度）							
時期	概要						
4年6月	・4年度の英語キャンプは、女神湖高原学園で宿泊形式とし、8月に実施することを決定						
4年7月25日	・感染者数の急拡大を踏まえ、英語キャンプ参加者全員の事前 PCR 検査実施の方針を決定し、8月に検査を実施し、事前 PCR 検査を受けられなかった児童・生徒については、別途抗原検査を実施						
4年8月1日	・英語キャンプを女神湖高原学園にて実施						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>「英語キャンプ」（4年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生の部</td> <td>4年8/14～8/16</td> </tr> <tr> <td>中学生の部</td> <td>4年8/11～8/13</td> </tr> </tbody> </table>	区分	「英語キャンプ」（4年度）	小学生の部	4年8/14～8/16	中学生の部	4年8/11～8/13
	区分	「英語キャンプ」（4年度）					
小学生の部	4年8/14～8/16						
中学生の部	4年8/11～8/13						



英語キャンプ再開

東京 2020 パラリンピック学校連携観戦の実施

- 感染対策の徹底による学校連携観戦の実施【教育指導課】
 - ・東京 2020 オリンピックが無観客開催となり、東京 2020 オリンピックの学校連携観戦は中止となったが、東京 2020 パラリンピックは無観客ながらも、学校連携観戦は実施されることが決定したため、都教育委員会等と連携しながら、学校連携観戦の実施に向けた準備を実施

日付	概要
3年2月3日	・都教育委員会より、2年12月に提示された学校連携観戦における都内各校の配券割当案について、暑さ対策や感染症対策等の安全対策の調整が進んでいないため、学校意向調査の延期について連絡

<p>3年7月5日</p>	<p>・都教育委員会より、学校連携観戦の意向調査が通知され、競技観戦時の座席配置・参加上限人数が各地区に示され、学校に対して感染者数や移動経路、移動時間等の調査を実施</p> <p>※参加には、児童・生徒や保護者の同意が必要</p> <p>※都教育委員会より暑さ対策や感染症対策に係る物品（遮光ボードや消毒液など）が後日配布</p>
<p>3年7月9日</p>	<p>・都教育委員会より、政府や都、大会組織委員会、IOC、IPC による五者協議の結果、東京 2020 オリンピックが無観客開催になり、それに伴い東京 2020 オリンピックの学校連携観戦も中止の旨連絡</p>
<p>3年7月15日</p>	<p>・東京 2020 パラリンピックの学校連携観戦の実施は、東京 2020 オリンピック終了後に決定されること、区が参加を決定した場合には、夏季休業中や2学期開始直後に連絡することを区立学校と保護者に周知</p>
<p>3年8月16日</p>	<p>・国や都、大会組織委員会、IPC による四者協議が実施され、東京 2020 パラリンピックは無観客ながらも、学校連携観戦は実施されることが決定され、8月20日に区立学校と保護者に周知</p>
<p>3年8月中旬</p>	<p>・学校連携観戦の実施決定に当たり、貸切バスによる移動、駐車場所等について関係機関と調整、駐車場所等の下見を実施</p>
<p>3年8月20日</p>	<p>・東京 2020 パラリンピック学校連携観戦は、参加意向が得られた区立小学校4年生から6年生、区立中学校全学年の児童・生徒を対象（区立幼稚園・子ども園・特別支援学校は不参加）とし、競技観戦予定日を周知</p>
<p>3年8月25日</p>	<p>・区立小学校の観戦は教育課程内、区立中学校の観戦は教育課程外とし、移動は貸切バスを利用、競技観戦の希望者にはPCR検査を行うこと（検査を受けなくても参加可）などを学校と保護者に周知</p>
<p>3年8月27日</p>	<p>・当日の観戦の流れや持参物品、感染対策に係る対応等をまとめた資料を区立学校に周知</p>

- ・ 3年9月に東京2020パラリンピック学校連携観戦の競技観戦を予定どおり実施

学校	対象学年	観戦日	取扱	観戦人数（参加率）
区立小学校	4年生～6年生	9/1（水）～9/3（金）	教育課程	3,660人（78%）
区立中学校	全学年	9月5日（日）	教育課程外	729人（26.6%）

【備考】

- ・ 貸切バス利用、競技観戦に参加する生徒で希望者にPCR検査等による感染対策
- ・ 不参加者 計3,007人（小学校955人・中学校2,052人）



東京2020パラリンピック学校連携観戦



障害者スポーツ体験

給食に関する対応

- 感染対策を踏まえた給食の実施【学校運営課】
 - ・ 国の感染症対策の基本方針を踏まえながら、学校給食での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、食べる向き工夫や黙食の実施、献立の工夫等を実施

日付	概要
2年3月31日	・ 2年度新学期の給食については、給食当番のマスク着用、机を向かい合わせにしない、調理従事者は平時のノロウイルス対策を徹底して作業する等、感染症対策を講じるよう周知
2年4月12日	・ 臨時休業期間に昼食を希望する児童・生徒に学校給食に準じた昼食を提供することを決定し、区立学校及び保護者へ一度周知したが、放課後子どもひろばプラス事業に従事する職員の感染が判明し、臨時休業期間中の昼食提供の中止を決定し、区立学校及び保護者へ周知

2年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・区立学校の給食を再開するとともに、原則として卵、乳製品（飲用牛乳を除く）、小麦は使用しない献立とし、その他の食物アレルギー等の除去食の対応は行わないなど、分散登校期間中の給食について、感染症対策を講じて実施 ・給食における感染症対策として、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応をとること、原則としておかわりの対応は控えること等を区立学校へ周知
2年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスへの対応、高温下で給食提供等、例年と異なる給食提供となることを考慮し、献立作成にあたっての注意点等を作成 ・献立は、調理従事者に風邪症状がみられる場合にも休みやすい環境を作るため、7割程度のスタッフで可能な調理内容となるよう工夫
4年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間中の給食対応について1月19日付けで決定し、食べる向き工夫や黙食の実施等の感染症対策の徹底について、教育指導課と連名で区立学校へ周知

● 保護者及び給食用食材納入業者に対する支援事業【学校運営課】

- ・区立学校の臨時休校を踏まえ、元年度に就学援助を受給していた世帯に、2年3月分・4月分の臨時休校中の給食費相当額を支給
- ・2年4月分については、保護者へ迅速な支給を実施するため、元年度認定者（中学3年生及び転出者を除く）を学年進行させ、給食予定回数を基に支給を実施

区分	2年3月分	2年4月分
区立小学校	1,457件	1,438件
区立中学校	679件	688件
合計	2,136件	2,127件

- ・2年3月から5月までの区立学校の臨時休業に伴い、損失が発生した学校給食用食材納入事業者を支援するため、補助事業を実施

時期	対象	実績	補助額
2年3月分	3月の臨時休業期間中に学校が発注した食材納入事業者のうち、損失が発生した事業者	対象事業者全 47 社 (区内 17 社、区外 30 社)	【区内事業者】 上限 20 万円/月 下限 2 万円/月
2年4月分 ・5月分	4月又は5月に学校と学校給食用物資供給契約を締結している食材納入事業者のうち、経済的負担が発生した事業者	対象事業者全 57 社 (区内 21 社、区外 36 社)	【区外事業者】 上限 10 万円/月 下限 1 万円/月

部活動に関する対応

- 活動内容の工夫・制限【教育支援課】
 - ・区立小・中学校の部活動について、新型コロナウイルス感染防止措置等の状況に合わせながら、活動内容の制限を徐々に緩和して実施

時期	概要						
2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校の臨時休業に伴い、感染防止措置をとることができる活動を除き、当面の間、感染拡大防止の観点から部活動は行わない旨、区立学校へ周知 						
3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が1月7日に発令されたことを受け、学校運営基本方針を整理し、部活動の実施方針について周知 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">部活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部活動の実施</td> <td>マスクを着用し、飛沫防止対策を講じることができる活動と学校が判断した活動に限り可</td> </tr> <tr> <td>対外試合 練習試合</td> <td>実施不可</td> </tr> </tbody> </table>	部活動		部活動の実施	マスクを着用し、飛沫防止対策を講じることができる活動と学校が判断した活動に限り可	対外試合 練習試合	実施不可
部活動							
部活動の実施	マスクを着用し、飛沫防止対策を講じることができる活動と学校が判断した活動に限り可						
対外試合 練習試合	実施不可						

<p>3年4月14日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の区域に指定されたことに伴い、適用期間中はマスクを着用の上、飛沫感染対策ができる学校が判断したものに限り可とする対応を継続する旨、区立学校に周知 ・対外試合及び練習試合については、3年4月末までは、実施不可で継続だが、一部取扱いを変更 <table border="1" data-bbox="493 591 1364 824"> <thead> <tr> <th colspan="3">部活動</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>原則</th> <th>例外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対外試合</td> <td rowspan="2">実施不可</td> <td>都中学校体育連盟主催大会は参加可</td> </tr> <tr> <td>練習試合</td> <td>※感染状況を踏まえて判断</td> </tr> </tbody> </table>	部活動			区分	原則	例外	対外試合	実施不可	都中学校体育連盟主催大会は参加可	練習試合	※感染状況を踏まえて判断
部活動												
区分	原則	例外										
対外試合	実施不可	都中学校体育連盟主催大会は参加可										
練習試合		※感染状況を踏まえて判断										
<p>3年4月24日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言（4/25～5/11）の発令に伴い、4月24日に、全ての部活動及びクラブ活動を中止する旨、区立学校に周知（ただし、都中学校体育連盟主催の大会は、感染対策が徹底されているもので、生徒・保護者の同意を得ている場合は参加可） <table border="1" data-bbox="502 1137 1227 1314"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年4/25～6/20</td> <td>全ての部活動の中止（都中学校体育連盟主催の大会を除く）</td> </tr> </tbody> </table>	日程	取扱	3年4/25～6/20	全ての部活動の中止（都中学校体育連盟主催の大会を除く）							
日程	取扱											
3年4/25～6/20	全ての部活動の中止（都中学校体育連盟主催の大会を除く）											
<p>3年6月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用解除に伴い、6月21日に、全ての部活動等を実施可とする旨、区立学校へ周知 ・各部活動ごとに競技団体や文化団体等が提示する新型コロナウイルス対策のガイドラインの遵守を依頼 <table border="1" data-bbox="502 1619 1227 1736"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年6/21～</td> <td>全ての部活動実施可</td> </tr> </tbody> </table>	日程	取扱	3年6/21～	全ての部活動実施可							
日程	取扱											
3年6/21～	全ての部活動実施可											
<p>4年4月15日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の実施は可能であるが、プレー中以外のマスク着用等、各部活動の感染対策は、引き続き実施する旨、区立学校に周知 											

5年3月24日	<p>・3月24日に、4月以降は、マスクの着用を求めないことを基本とし、部活動の実施に当たっては、国の通知を参考に、適切に感染症対策を講じるよう区立学校に周知</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #c6e0b4;">変更後（4月～）</th> </tr> <tr> <td style="width: 100px;">部活動</td> <td>マスクの着用は求めない</td> </tr> </table>	変更後（4月～）		部活動	マスクの着用は求めない
変更後（4月～）					
部活動	マスクの着用は求めない				

保護者対応

- 雇用主に対する休暇取得への協力要請【教育指導課】
 - ・臨時休業・分散登校の決定に伴い、保護者が勤務する各事業者に対し休暇取得の協力を要請

実施日	概要
2年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業に伴い、保護者が勤務する各事業者あて保護者の休暇取得への協力依頼文を保護者に配布 ・臨時休業期間中は、協力依頼文を区ホームページに掲載し、臨時休業の延期を周知する際は、その都度一斉メール本文に協力依頼文を記載
4年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間中の区立学校の分散登校を決定したことを受けて、各事業者あての休暇取得への協力依頼文を区ホームページに掲載 ・まん延防止等重点措置が延長され、それに伴い分散登校期間が継続された際も、各事業者あての休暇取得への協力依頼文の内容を更新し、区立学校（園）へ周知

中央図書館における対応

- 基本的な感染対策の徹底【中央図書館】
 - ・図書館サービスの一部中止、臨時休館、開館時間の短縮、座席利用数の制限等による基本的な感染拡大防止対策を実施しつつ、新型コロナウイルスの動向に応じながら徐々に制限を緩和

日付	概要
2年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回区対策本部会議の決定を受けて、3月1日から図書館サービスを一部中止 ※予約資料の受け取り、資料返却、館内 OPAC・WebOPAC、新規利用登録、カウンター周辺の立入り、電話でのレファレンス、家庭配本、学校等への団体貸出については、サービスを継続して提供
2年4/11～5/31	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出（4月7日）を踏まえ、4月11日から5月31日まで臨時休館を実施
2年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除（5月26日）を踏まえ、6月1日に区内在住者向けの臨時窓口を開設
2年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット及び電話による資料予約の受付を再開するとともに、区外在住者向け予約資料の受渡しを再開
2年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・3月から一部中止していた図書館サービスを再開
2年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・入館制限及び座席利用制限（座席数を1/2に減）等の感染防止対策を伴う開架式書庫等の利用を再開
2年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による感染症対策の実地確認
2年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・サーマルカメラを導入し、入館制限を一部緩和 <div data-bbox="467 1305 708 1576" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="501 1588 675 1619">サーマルカメラ</p>
3年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出を踏まえ、1月8日から開館時間を短縮
3年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド防止措置期間解除を踏まえ、短縮していた開館時間を戻すとともに、入館制限を一部緩和し、座席利用制限（座席数を1/2に減）については継続
4年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド警戒期間解除を踏まえ、6月1日に入館制限を解除するとともに、座席利用制限を座席数3/4程度まで緩和し、マスク着用を緩和

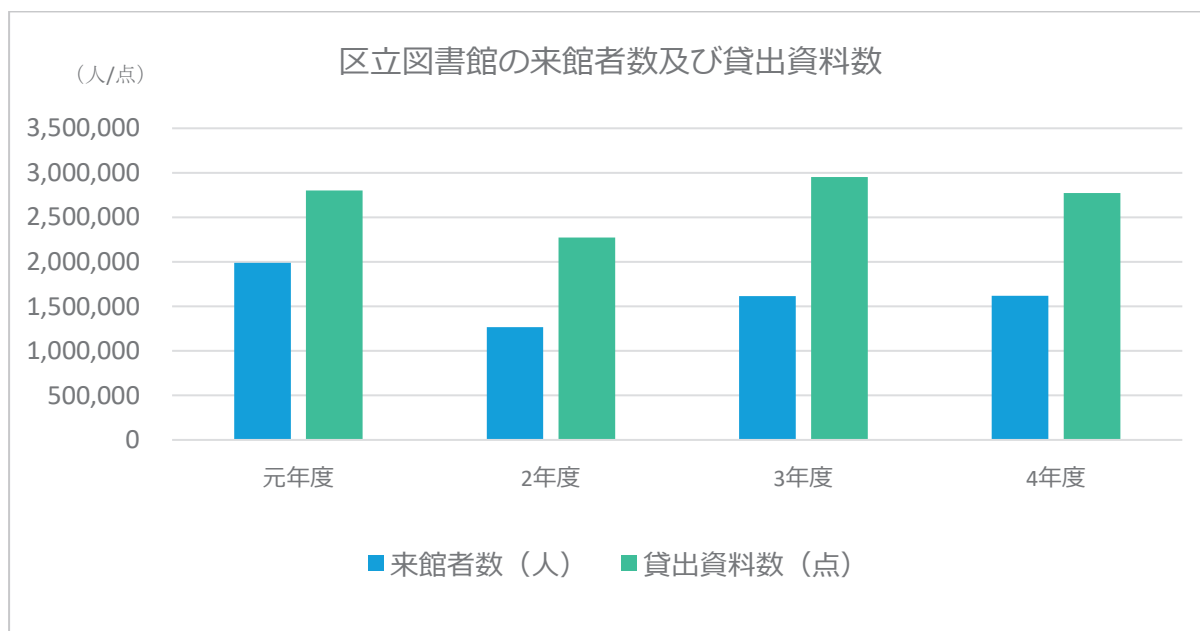


パーテーションで区切った閲覧席



ビニールシートを設置したカウンター

【来館者数及び貸出資料数の推移（元年度～4年度）】



実績	元年度	2年度	3年度	4年度
来館者数	1,989,091 人	1,264,941 人	1,615,464 人	1,617,803 人
貸出資料数	2,802,080 点	2,274,013 点	2,953,125 点	2,773,257 点

※上表は、区立図書館 10 館（こども図書館含む）の合計数

※貸出資料数は、図書資料（雑誌含む）及び視聴覚資料の個人貸出の合計数

● 行事における対応【中央図書館】

- ・ 第 7 回区対策本部会議の決定を受けて、2 年 2 月 22 日以降のイベント（映画の夕べ、ビジネス情報支援相談会、読み聞かせ事業等）を中止
- ・ 2 年 6 月 26 日に図書館ホームページに「docodemo（どこでも）としよしつ」等を掲載し、7 月 17 日に朗読動画等を掲載
- ・ 2 年 8 月 1 日からおはなし会等の小規模イベントを、感染症対策を徹底し、事前申込制・人数制限ありで実施
- ・ 3 年度及び 4 年度のイベント（そらとだいちの図書館オープニングイベント、子ども読書リーダー講座、サポーター講習会等）を一部中止



「おはなし会」の様子（こども図書館）

コラム

～当事者の声～

新型コロナウイルス感染症が変えた子どもたちの学校生活

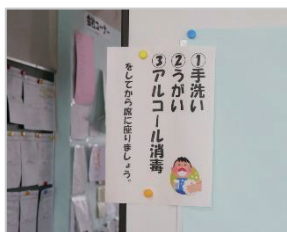
教育調整課長 齊藤 正之

新型コロナウイルス感染症の拡大による全国一斉臨時休校と2度に亘る分散登校の実施は、区立学校に通う子どもたちの学校生活を大きく変化させた。

区立学校では、2020年7月に最初の陽性者が報告されて以降、基本的な感染対策と共に、子ども同士の接触や話し合い活動にも制限が必要となった。その後も感染者数は増加し続け、運動会や修学旅行などの学校行事の中止が続き、子どもたちの学校生活における行動制限も一層厳しくなった。

そうした中、子どもたちに在学中の楽しい思い出を一つでも残してあげたいとの思いから、東京2020パラリンピック競技大会の学校観戦を決めたことは、参加した子どもたちにとってかけがえのない記憶に残る取組になった。また、コロナ禍を契機に学習機会を確保するため、国におけるGIGAスクール構想の取組が急速に進み、2021年3月から1人1台タブレット端末が配備され、授業における活用と共に、オンラインによる家庭学習も可能な環境が整備された。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行後、子どもたちにも笑顔が多く見られるようになり、コロナ禍前の日常に戻りつつあるが、教育委員会では、この間の取組を活かしながら、これからも子どもたちの学校生活を守っていきたい。



基本的な感染対策



東京2020パラリンピック競技観戦



タブレット端末を使った授業の様子